

「キャッシュカード規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、ＩＣキャッシュカードの取り扱いを開始したことに伴い「キャッシュカード規定」に下記のとおり「ＩＣキャッシュカード特約」を追加させていただきましたので、お知らせいたします。

記**１．改定日**

２０２６年８月１０日（月）

２．改正内容**ＩＣキャッシュカード特約****１．（特約の適用範囲）**

- （１）この特約はＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、一般社団法人全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- （２）この特約は、当金庫の「キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、当金庫の「キャッシュカード規定」が適用されるものとします。
- （３）この特約において使用される用語は、この特約において定義されるもののほかは、当金庫の「キャッシュカード規定」の定義に従います。

２．（ＩＣチップ提供機能の利用範囲）

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能な自動機、その他の端末（以下、「ＩＣキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用する場合に提供されます。

３．（ＩＣキャッシュカードの利用）

当金庫「キャッシュカード規定」第２条に定める預入提携先、支払提携先、振込提携先のうち、一部の預入提携先、支払提携先、振込提携先において、提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができない自動機を設置している場合があります。この場合、当該自動機ではＩＣチップ提供機能を利用しない取引となります。

４．（ＩＣキャッシュカードによる払戻限度額）

- （１）当金庫および支払提携先の自動機を使用した払戻しは、当金庫所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、別にお知らせした当金庫所定の金額範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは別にお知らせした当金庫所定の金額の範囲内とし、ＩＣチップ提供機能を利用した払戻しと、ＩＣチップ提供機能を利用しない払戻しに分けて、それぞれ適用するものとします。
- （２）前項にかかわらず、当金庫の自動機による１日あたりの払戻しについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲とします。

５．（ＩＣキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い）

ＩＣキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

６．（ＩＣチップ読取不能時の取扱い等）

- （１）ＩＣチップの故障によって、ＩＣキャッシュカード対応自動機等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当金庫にＩＣキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- （２）ＩＣチップの故障によって、ＩＣキャッシュカード対応自動機等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

以上